

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員，設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 訪問型サービス相当

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条－第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条－第42条）

第3章 通所型サービス相当

第1節 基本方針（第43条）

第2節 人員に関する基準（第44条・第45条）

第3節 設備に関する基準（第46条）

第4節 運営に関する基準（第47条－第53条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第54条－第57条）

第4章 訪問型サービスA

第1節 基本方針（第58条）

第2節 人員に関する基準（第59条・第60条）

第3節 設備に関する基準（第61条）

第4節 運営に関する基準（第62条・第63条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第64条－第66条）

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条・第72条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第73条－第75条）

第6章 雑則（第76条・第77条）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同条第1号に規定する事業（以下「第1号事業」という。）に係る人員、設備及び運営並びに第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス相当 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に相当するサービスをいう。
- (2) 通所型サービス相当 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービスをいう。
- (3) 訪問型サービスA 第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第2号に規定する第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスをいう。
- (4) 通所型サービスA 第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第2号に規定する第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準により実施されるサービスをいう。
- (5) 訪問型サービス相当事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）のうち、旧介護予防訪問介護に相当するサービスを行う者をいう。
- (6) 通所型サービス相当事業者 指定事業者のうち、旧介護予防通所介護に相当するサービスを行う者をいう。
- (7) 訪問型サービスA事業者 指定事業者のうち、訪問型サービスAを行う者をいう。

- (8) 通所型サービスA事業者 指定事業者のうち、通所型サービスAを行う者をいう。
- (9) 利用料 第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (10) 第1号事業に要する費用の額 宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下、「実施要綱」という。）第11条で定める額をいう。
- (11) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (12) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (13) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第115条の45条の5第1項の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 法人（当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。以下同じ。）に暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者が不在のものに限る。）であること（訪問型サービス相当又は通所型サービス相当に係る申請者に限る。）。)
- (2) 法人その他市長が認める者（申請者又は当該法人の役員等に暴力団員に該当する者が不在のものに限る。）であること（訪問型サービスA又は通所型サービスAに係る申請者に限る。）。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (4) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

- (5) 労働に関する法律の規定であつて政令第35条の2各号に掲げるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (6) 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者でないこと。
- (7) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）でないこと。ただし、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第115条の45の7第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実その他の当該指定事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消された場合においては、その取消の日から起算して5年を経過していること。ただし、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第115条の45の7第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実その他の当該指定事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。
- (9) 法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）であるときは、

当該届出の日から起算して5年を経過しているものであること。

- (10) 法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）であるときは、当該届出の日から起算して5年を経過しているものであること。
- (11) 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合においては、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者でない者であること、又は同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった場合においては、当該届出の日から起算して5年を経過していること。
- (12) 指定の申請前5年以内に第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (13) 法人で、その役員等のうちに第3号から第7号まで及び第9号から前号までのいずれにも該当しない者であること（訪問型サービス相当又は通所型サービス相当に係る申請者に限る。）。
- (14) 法人でない事業所で、その管理者が第3号から第7号まで及び第9号から第12号までのいずれにも該当しない者であること（訪問型サービスA又は通所型サービスAに係る申請者に限る。）。

（指定事業者の当該指定に係る第1号事業の一般原則）

第4条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供す

る者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問型サービス相当

第1節 基本方針

第5条 訪問型サービス相当の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 訪問型サービス相当事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービス相当事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問型サービス相当の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該訪問型サービス相当事業者が指定訪問介護事業者（宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号。以下「指定居宅サービス等条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス相当事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービス相当及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら訪問型サービス相当に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービス相当の提供に支障がない場合は、当該訪問型サービス相当事

業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 5 訪問型サービス相当事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス相当事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービス相当事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型サービス相当事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 訪問型サービス相当事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービス相当の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問型サービス相当事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス相当の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意等)

第9条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問型サービス相当事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者

又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該訪問型サービス相当事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問型サービス相当事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問型サービス相当事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、訪問型サービス相当事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問型サービス相当事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問型サービス相当事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問型サービス相当事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問型サービス相当事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた

ときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 第1項から前項までの規定によるもののほか、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（提供拒否の禁止）

第10条 訪問型サービス相当事業者は、正当な理由なく訪問型サービス相当の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 訪問型サービス相当事業者は、当該訪問型サービス相当事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービス相当を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者（以下、「地域包括支援センター等」という。）への連絡、適当な他の訪問型サービス相当事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第12条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は当該事業の対象であることの有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 訪問型サービス相当事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービス相当を提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請等に係る援助）

第13条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供の開始に際し、実施要綱第5条に掲げる総合事業の対象者であるかについて、利用申込者が要支援認定等の申請等が既に行われているかどうかを確認し、総合事業の対象者でない場合については、

当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに必要となる援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（宇都宮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号。以下「指定介護予防支援等条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当を提供するに当たっては、地域包括支援センター等、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条 訪問型サービス相当事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービス相当を提供しなければならない。

2 訪問型相当サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う

よう努めなければならない。

- 3 訪問型サービス相当事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

- 第18条 訪問型サービス相当事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

- 第19条 訪問型サービス相当事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第20条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当を提供した際には、当該訪問型サービス相当の提供日及び内容、当該訪問型サービス相当について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第21条 訪問型サービス相当事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービス相当を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービス相当に係る第1号事業に要する費用の額から当該訪問型サービス相当事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問型サービス相当事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービス相当を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービス相当に係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問型サービス相当事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービス相当を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 訪問型サービス相当事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 訪問型サービス相当事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービス相当の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービス相当の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に訪問型サービス相当の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 訪問型サービス相当事業所の管理者は、当該訪問型サービス相当事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問型サービス相当事業所の管理者は、当該訪問型サービス相当事業所の従事者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 訪問型サービス相当の利用の申込みに係る調整をすること。

- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (2)の2 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービス相当の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第26条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービス相当の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第27条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第28条 訪問型サービス相当事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービス相当を提供

できるよう、訪問型サービス相当事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所ごとに、当該訪問型サービス相当事業所の訪問介護員等によって訪問型サービス相当を提供しなければならない。
- 3 訪問型サービス相当事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 訪問型サービス相当事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第29条 訪問型サービス相当事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 訪問型サービス相当事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(業務継続計画)

第29条の2 訪問型サービス相当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 訪問型サービス相当事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとと

もに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- (2) 訪問型サービス相当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(揭示)

第30条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 訪問型サービス相当事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

- 3 訪問型サービス相当事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 訪問型サービス相当事業所の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問型サービス相当事業者は、当該訪問型サービス相当事業所の従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 訪問型サービス相当事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第32条の2 訪問型サービス相当事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の職員又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 訪問型サービス相当事業者は、地域包括支援センター等又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 訪問型サービス相当事業者は、提供した訪問型サービス相当に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービス相当事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービス相当事業者は、提供した訪問型サービス相当に関し、法第115条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービス相当事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 訪問型サービス相当事業者は、提供した訪問型サービス相当に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 訪問型サービス相当事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第35条 訪問型サービス相当事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービス相当に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 訪問型サービス相当事業者は、利用者に対する訪問型サービス相当の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援セン

ター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービス相当事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービス相当事業者は、利用者に対する訪問型サービス相当の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 訪問型サービス相当事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前号までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第37条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に訪問型サービス相当を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 訪問型サービス相当事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービス相当を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービス相当に相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な訪問型サービス相当等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の訪問型サービス相当事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(会計の区分)

第38条 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問型サービス相当の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 訪問型サービス相当事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問型サービス相当事業者は、利用者に対する訪問型サービス相当の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第41条第2号に規定する訪問型サービス相当計画

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 訪問型サービス相当事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものいう。)により行うことができる。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービス相当の基本取扱方針)

第40条 訪問型サービス相当は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問型サービス相当事業者は、自らその提供する訪問型サービス相当の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを

目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 訪問型サービス相当事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問型サービス相当事業者は、訪問型サービス相当の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービス相当の具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う訪問型サービス相当の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問型サービス相当の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービス相当の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス相当計画（以下「訪問型サービス相当計画」という。）を作成するものとする。

(3) 訪問型サービス相当計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) サービス提供責任者は、訪問型サービス相当計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(5) サービス提供責任者は、訪問型サービス相当計画を作成した際には、当該訪問型サービス相当計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 訪問型サービス相当の提供に当たっては、訪問型サービス相当計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 訪問型サービス相当の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(8) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問型サービス相当の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、訪問型サービス相当計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス相当計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問型サービス相当計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス相当計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス相当計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス相当計画の変更について準用する。

（訪問型サービス相当の提供に当たっての留意点）

第42条 訪問型サービス相当の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型サービス相当事業者は、サービスの提供に当たり、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業又は介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、訪問型サービス相当の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問型サービス相当事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 通所型サービス相当

第1節 基本方針

第43条 通所型サービス相当の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第44条 通所型サービス相当事業者が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービス相当事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下この節から第5節までにおいて「通所型サービス相当従事者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所型サービス相当の提供日ごとに、通所型サービス相当を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所型サービス相当の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所型サービス相当を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所型サービス相当の単位ごとに、専ら当該通所型サービス相当の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所型サービス相当の単位ごとに、当該通所型サービス相当を提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所型サービス相当の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービス相当を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所型サービス相当事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第37号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス相当の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス条例第60

条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービス相当又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該通所型サービス相当事業所の利用定員(当該通所型サービス相当事業所において同時に通所型サービス相当の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サービス相当の単位ごとに、当該通所型サービス相当を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所型サービス相当の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所型サービス相当事業者は、通所型サービス相当の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該通所型サービス相当に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス相当の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所型サービス相当の単位は、通所型サービス相当であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所型サービス相当事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 通所型サービス相当事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス相当の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第100条第1項から第6項まで

又は指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 通所型サービス相当事業者は、通所型サービス相当事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービス相当事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービス相当事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第46条 通所型サービス相当事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービス相当の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所型サービス相当の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービス相当の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（通所型サービス相当事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービス相当以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。

5 通所型サービス相当事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス相当の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第102条第1項から第3項まで

又は指定地域密着型サービス条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第47条 通所型サービス相当事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービス相当を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービス相当に係る第1号事業に要する費用の額から当該通所型サービス相当事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービス相当事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービス相当を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービス相当に係る第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービス相当事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービス相当の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」(平成17年厚生労働省告示第419号)の規定を準用する。

5 通所型サービス相当事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第48条 通所型サービス相当事業所の管理者は、通所型サービス相当事業所の従事者の管理及び通所型サービス相当の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他

の管理を一元的に行わなければならない。

2 通所型サービス相当事業所の管理者は、当該通所型サービス相当事業所の従事者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第49条 通所型サービス相当事業者は、通所型サービス相当事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービス相当の利用定員
- (5) 通所型サービス相当の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第50条 通所型サービス相当事業者は、利用定員を超えて通所型サービス相当の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第51条 通所型サービス相当事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(認知症介護に係る研修)

第51条の2 通所型サービス相当事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(地域との交流)

第51条の3 通所型サービス相当事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(衛生管理等)

第52条 通所型サービス相当事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第53条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第28条、第29条第3項及び第29条の2から第39条までの規定は、通所型サービス相当の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス相当従事者」と、第24条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス相当従事者」と、第39条中「第41条第2号」とあるのは「第55条第2号」と、読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービス相当の基本取扱方針)

第54条 通所型サービス相当は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所型サービス相当事業者は、自らその提供する通所型サービス相当の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所型サービス相当事業者は、通所型サービス相当の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所型サービス相当事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所型サービス相当事業者は、通所型サービス相当の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービス相当の具体的取扱方針)

第55条 通所型サービス相当の方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービス相当の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 通所型サービス相当事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービス相当の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス相当計画（以下「通所型サービス相当計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 通所型サービス相当計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所型サービス相当事業所の管理者は、通所型サービス相当計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所型サービス相当事業所の管理者は、通所型サービス相当計画を作成した際には、当該通所型サービス相当計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービス相当の提供に当たっては、通所型サービス相当計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービス相当の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 通所型サービス相当の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 通所型サービス相当事業所の管理者は、通所型サービス相当計画に基づくサービス

の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス相当計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所型サービス相当計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス相当計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (12) 通所型サービス相当事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (13) 通所型サービス相当事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス相当計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する通所型サービス相当計画の変更について準用する。

（通所型サービス相当の提供に当たっての留意点）

第56条 通所型サービス相当の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所型サービス相当事業者は、サービスの提供に当たり、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業又は介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービス相当の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 通所型サービス相当事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 通所型サービス相当事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第57条 通所型サービス相当事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従事者

に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 通所型サービス相当事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所型サービス相当事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所型サービス相当事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

第58条 訪問型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は生活機能の低下が見られる状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の配置の基準)

第59条 訪問型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士若しくは法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市が別に定める研修の修了者をいう。以下「訪問型サービスA従事者」という。）の員数は、当該訪問型サービスAを適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、第1項に定める訪問型サービスA従事者のうち、当該訪問型サービスAを適切に行うために必要と認められる数を訪問事業責任者としなければならない。

(管理者)

第60条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障

がない場合は、当該訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第61条 第8条の規定は、訪問型サービスAについて準用する。

第4節 運営に関する基準

(介護等の総合的な提供)

第62条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事を利用者の状態に応じて提供するものとし、これらのうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(準用)

第63条 第9条から第26条まで及び第28条から第39条までの規定は、訪問型サービスAについて準用する。この場合において、第9条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第63条において準用する第26条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第19条、第22条、第24条、第28条及び第29条中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第25条第3項中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「第6条第2項」とあるのは「第59条第2項」と、「以下この節及び次節」とあるのは「以下この節」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第39条中「第41条第2号」とあるのは「第65条第2号」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問型サービスAの基本取扱方針)

第64条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して訪問型サービスAの提供に当たらなければならない。
- 4 訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 訪問型サービスAの提供時間は、1回あたり60分程度とするものとする。

(訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第65条 訪問型サービスAの方針は、第58条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、必要に応じ、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問型サービスA計画（以下「訪問型サービスA計画」という。）を必要に応じ作成するものとする。この場合において、既に介護予防サービス計画等が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(3) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(4) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画を作成した際には、当該訪問型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。

(5) 訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、訪問型サービスAの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって訪問型サービスAの提供を行うものとする。

(7) 訪問事業責任者は、訪問型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該訪問型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回

は、当該訪問型サービスA計画の実施状況の把握を行うものとする。訪問サービスA計画を作成していない場合にあってはサービスの提供開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの利用状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するものとする。

(8) 訪問事業責任者は、必要に応じて訪問型サービスA計画の変更を行うものとする。

(9) 前項第1号から第7号までの規定は、同項第8号に規定する訪問型サービスA計画の変更について準用する。

(準用)

第66条 第42条の規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針

第67条 通所型サービスAは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の状態に応じて、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第68条 通所型サービスA事業者が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下「通所型サービスA従事者」という。）の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者（専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者又は通所型サービス相当事業者の指定を受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と通所型サービス相当の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービスA及び指定通所介護の利用者又は通所型サービスA及び通所型サービス相当の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は通所型サービス相当事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と通所型サービス相当の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第100条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第69条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第70条 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAを提供するために必要な場所並びに事業運営を行うために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する通所型サービスAを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 通所型サービスA事業者が指定通所介護事業者又は通所型サービス相当事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービスAの事業と通所型サービス相当の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第71条 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る第1号事業に要する費用の額から当該通所型サービスA事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る

第1号事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 通所型サービスA事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(準用)

第72条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第28条、第29条第3項、第29条の2から第39条及び第48条から第52条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第72条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第24条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第39条中「第41条第2号」とあるのは「第74条第2号」と、読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所型サービスAの基本取扱方針)

第73条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介

護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

6 通所型サービスAの提供時間は、1回あたり3時間以上4時間未満とする。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第74条 通所型サービスAの方針は、第67条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所型サービスAの提供に当たっては、必要に応じ、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 通所型サービスA事業者の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービスA計画（以下「通所型サービスA計画」という。）を必要に応じて作成するものとする。この場合において、既に介護予防サービス計画等が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(3) 通所型サービスA事業者の管理者は、通所型サービスA計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(4) 通所型サービスA事業者の管理者は、通所型サービスA計画を作成した際には、当該通所型サービスA計画を利用者に交付しなければならない。

(5) 通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、通所型サービスAの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(6) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術

をもって通所型サービスAの提供を行うものとする。

(7) 通所型サービスA事業者の管理者は、通所型サービスA計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握を行うものとする。通所型サービスA計画を作成していない場合にあつてはサービスの提供開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの利用状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するものとする。

(8) 通所型サービスA事業者の管理者は、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行うものとする。

(9) 前項第1号から第7号までの規定は、同項第8号に規定する通所型サービスA計画の変更について準用する。

(準用)

第75条 第56条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。

第6章 雑則

(市の区域外の事業所に係る基準の特例)

第76条 市の区域外に所在する事業所について指定事業者の申請があつた場合の人員、設備及び運営に関する基準は、第2章から第5章までの規定にかかわらず、当該事業所の所在する市町村の定める基準の定めるところによるものとする。

(補則)

第77条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成29年2月28日告示第71-5号）

平成29年4月1日から適用する。

改正文（平成30年9月28日告示第356-6号）

平成30年10月1日から適用する。

改正文（令和3年3月26日告示第103号）

令和3年4月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日から令和6年3月31日

までの間、第29条第3項、第29条の2、第36条の2及び第51条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

改正文（令和6年3月29日告示第122-4号）

令和6年4月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日から令和7年3月31日までの間は、第30条第3項（第53条、第63条、及び第72条において準用する場合を含む。）中、「訪問型サービス相当事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。